

備前市監査委員告示第 1 号

平成 27 年度定期監査（第 2 期）結果報告に基づく措置状況の公表について

平成 27 年度定期監査（第 2 期）結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 30 年 5 月 28 日

備前市監査委員 大森 浩二
同 津島 誠

所 管 部 署	契約管財課
---------	-------

【指摘事項】	措 置 状 況
<p>平成 27 年度当初から契約を締結しなければならない委託契約について、前年度に入札がされているものが見受けられた。「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない」(地方自治法(以下「法」という。)第 232 条の 3)とされ、予算執行は会計年度開始前(4 月 1 日前)にはできないものとされており(法第 208 条第 1 項)、前年度に行われる入札や付随する一連の事務は、支出負担行為の一連の手続きであり、予算の執行に含まれると解すべきとされている(「地方財務実務提要」ぎょうせい)。よって、前年度の入札は不適當と言わざるを得ない。</p> <p>また、落札業者にしても、入札に応じる限りは、委託業務を確実に履行できることを前提として入札に参加しているものと思慮するが、決定された日(入札日)から委託業務開始(4 月 1 日)までの期間が短かければ、業者側の人員が確保できない、あるいは業務遂行のための社員教育や研修が十分でないなど、準備が整わないままに業務に着手、履行を行い、市が期待するだけの業務が履行されない可能性も高まり、さらに、予算の定めのない期間になされた入札の有効性にも問題があることから、締結された契約が不法なものとされる可能性もあり、事務執行者の責任問題となる恐れも排除できない。よって、年度当初の日から行わなければならない委託業務等の契約には、債務負担行為(法第 214 条)として予算措置をし、余裕をもって適法な入札を実施することを検討されたい。他方、長期継続契約の適用も検討されたい。</p>	<p>4 月からの契約で前年度に入札の執行を行うものについては、この時期に真に必要なものに限ることとし、予算措置についても当該予算の議決を待って入札を行うなど、適正な事務処理となるよう努めているところです。</p> <p>特に、4 月 1 日付けでの契約については、最高裁判例(昭和 35 年 5 月 24 日)において、「契約の締結自体は、当該年度内に行われる必要があるが、そこに至るまでの実際の入札者の手続は、年度開始前、つまり 3 月 31 日以前に、これを行っておくことができるものと考えられる。」とされていることから、市においてもやむを得ないものと考えております。</p> <p>しかしながら、指摘のとおり、契約案件の業務の性質(例:相当な準備を必要とする業務等)などから債務負担行為を行う必要があるものや長期継続契約できるものなどについては、そのような契約となるよう、担当課共々、精査に努めてまいります。</p>